

第3期宍粟市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1. 概要

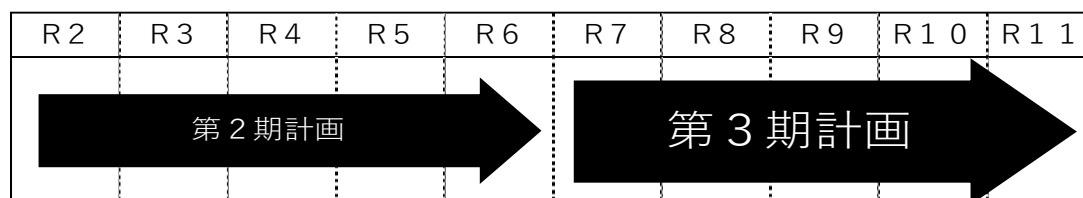
現行計画である「第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画」は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として定めています。

現在、市では「第3期宍粟市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第3期計画」という。）の策定に向け、策定支援事業者の選定など事前準備を進めています。

今後、令和6年1月には、子育て家庭を対象としたアンケート調査を実施し、令和6年度中の第3期計画の策定に向け事務を進めていきます。

第3期計画の策定にあたっては、令和5年度と6年度に開催する「宍粟市子ども・子育て会議」にて委員の皆様からご意見をいただきながら進めます。

2. 計画の期間



3. 子ども子育てに関するアンケート調査等

本計画は、利用者ニーズに応じた提供体制を確保するためのものであることから、潜在的ニーズを含めたニーズ把握と量の見込みの算出が重要となります。アンケート調査の内容は、「地域子ども子育て支援事業」として実施する事業について量の見込みを算出する必要があることから、国が示す調査項目に基づく調査とし、未就学児童のいる家庭と就学児童のいる家庭で異なる内容で実施します。

なお、量の見込みの算出においては、アンケート調査のほか、この会議等での議論を踏まえた方法によるニーズ把握と量の見込みの算出も可能とされています。

【対象者】

小学生以下の子どもがいる全世帯を対象とします。2人以上の子どもがいる家庭については、その世帯において最年少の子どもを1人抽出し、その子どもについて保護者にアンケートの協力を依頼します。

未就学児世帯：約850世帯、 就学児世帯：約800世帯

4. 地域子ども・子育て支援事業

第3期計画では、第2期計画から継続する「地域子育て支援拠点事業」や「放課後児童健全育成事業」などの子ども・子育て支援法で定める13事業に加え、新たに児童福祉法の改正に伴う新規事業として3事業が追加されました。

【新規事業】

- ・子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
- ・児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）
- ・親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

※新規事業のほか、子育て短期支援事業と一時預かり事業が拡充される。

5. 策定スケジュール

年 月	内 容
令和6年1月	アンケート調査
〃 2月～3月	アンケート調査の集計・速報
〃 3月ごろ	第2回子ども・子育て会議 ※アンケート集計速報値の報告ほか
〃 4月～6月	統計分析、第2期計画の評価検証
〃 7月ごろ	第3回子ども・子育て会議 ※分析結果等の報告・協議ほか
〃 7月～11月	計画骨子及び計画素案の作成
〃 11月ごろ	第4回子ども・子育て会議 ※計画素案に関する協議ほか
〃 11月～12月	パブリックコメント（市民意見の聴取）
令和7年1月～3月	最終校正・計画書策定
〃 2月ごろ	第5回子ども・子育て会議 ※計画最終稿の付議
〃 4月	第3期計画施行